

## 令和4年度 第1回岡山県大規模小売店舗立地審査会 議事概要

- 1 日 時 令和4年6月24日（金） 14時00分から15時00分
- 2 場 所 メルパルク OKAYAMA 3階「光琳」（岡山市北区桑田町1-13）
- 3 出席者 （委員）5名 （事務局）3名
- 4 概 要
  - (1) 挨拶
  - (2) 議事（審査案件）  
ダイレックス津山小原店

上記について事務局から説明し、質疑応答及び審議を行った。

### <主な質疑内容等>

#### 【騒音対策】

委員：（資料-6）騒音計測地点について、C地点が近接地点ではない。  
なにか理由があるのか。

委員：同様の箇所が気になっていた。

最も近接した場所は1階が駐車場だからかとは考えるが、音は上に抜けるため  
近接地点で高さをとって計測すべきではないか。

測定マニュアルに則っているならば問題ないが。

事務局：コンサルに確認し、改めて報告する。

委員：騒音予測を超えるのは車両音のみか。

事務局：車両走行音のみである。

委員：地点を変えたとしても、おそらく、徐行にすれば問題ない範囲ということか。

事務局：おそらくそう推察される。

会長：計測地点を離れた場所とする意図を確認する必要がある。

追加で2階部C'での騒音予測をしたところ、夜間（22時～翌5時）における騒音  
発生源ごとの最大値が規制値基準値（45 dB）を上回る結果となった。

そのため、騒音対策として、駐車場内に徐行運行（10km/h以下）やアイドリング禁  
止を励行する旨の看板を設置し来店客に注意を喚起することとし、再評価したところ、  
基準値を満たした。

#### 【用途地域について】

委員：（資料-8）第一種低層住居専用地域は良好な住環境を保つよう都市計画上規  
定されている。そういった地域には、ダイレックスなどの商業施設は建てる  
ことはできない。ダイレックスは大部分が第一種住居地に位置するため、法  
的には問題ないが、釈然としない気持ちはある。

a地点は第一種住居地域だと思うが、A地点も第一種住居地域であることを  
きちんと確認しておきたい。

【答申案（交通安全対策）について】

委員：①交通整備員と④誘導員について使い分ける必要があるか。

会長：意味が違うのではないか。

事務局：津山市に再度確認するが、通学時に常に誘導員を配置しろというほど強い意図ではないと考えるため、統一できないか調整する。

委員：交通整備員とは違い、誘導員は常に通学時に配置が必要ではないかと考えられるが、そこまで求めるのはやりすぎではないか。一旦停止を徹底するなど、交通安全対策を徹底するとしておいた方がよいのではないか。

会長：誘導員という制度があればよいが、そうでないならば常時配置を義務づけるまでは難しい。

事務局：制度の有無を確認し、制度がなければ交通安全対策として包括して記載する。

【説明会について】

委員：どうしてこれだけ説明会に人が集まったのか。参加された方たちは納得していたようだったか。

事務局：問題となった部分として聞いているのは、光害の件、周辺お知らせ不足の件だったため、きちんと連絡をとるようコンサルに指導した。

また、地域外からも多く来ていたようである。なにができるか興味があつてではないか。

会長：前任に雰囲気を確認しておいてほしい。

【答申案について】

下記のとおり交通安全対策については一本化する。

県は意見を述べる必要はないと認める。

但し、留意事項として、次のとおり申し添えるのが望ましい。

①開店時及び繁忙期には必要な箇所に交通整理員を配置する等、安全対策を講じること。また、児童・生徒の登下校時の交通安全対策に留意すること。

②夜間において、来客車両の走行音等により、騒音規制法の規制基準を超過する地点があることが予測されていることから、敷地内における車両の最徐行について、来客者等関係者への徹底を図り、周辺の生活環境への影響を低減すること。また、苦情が発生した場合には、遮音壁の設置等の具体的な騒音対策を検討する等適切な措置を講じること。

③開店後、周辺交通に支障が生じる場合は、所轄警察署と協議を行い、適切な処置を講じること。

~~④児童・生徒への登下校への影響が心配されるため、誘導員等交通安全対策を講じること。~~